

新潟県の最低賃金

10月1日から

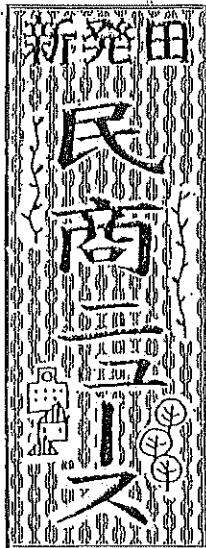
時給803円になります。

(すべての労働者に適用となります)

西日本豪雨災害募金

皆さんからお寄せいただいた
80,395円は、全商連の災害
対策本部に送りました。
ご協力ありがとうございました。

秋の運動 楽しくがんばろう！



新発田民主工商会
新発田市豊町2-3-3
Tel 0254-22-4390
FAX 22-4705

2018.9.17
No 2121

猿橋支部

猿橋支部は10日に定例役員会を開き、今後の活動について話し合いました。

冒頭、先日行われた新商連・役員学習交流会の報告がされ、東京・足立西民商の組織建設と連続増勢の事例が紹介されました。話を聞いた役員は刺激を受け、「まずは猿橋支部から1人でも増やすために、会員と話をしよう」と提案され、役員が会員訪問をすることになりました。また、13日から新たに始める「班会」を楽しい集まりにしようと打合せも行われました。

最後に田之口支部長が「秋の運動も会員訪問も楽しく、気軽にがんばろう！」と笑顔で檄を飛ばしました。

「お知らせ」

9月4日に行う予定だった「簿記教室」は、台風21号のため中止しました。

「第3回 簿記教室」は改めて左記日程で行います。

9月18日(火) 午後1時30分～3時

午後6時30分～8時

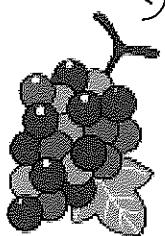
パソコンの基本操作から
ワード・エクセル、会計ソフト
の入力、仕訳のやりかたなど、
なんでもご相談ください。
参加希望の方は事前にご連絡
ください。



9月の「パソコン教室」

日時 9月21日(金) 午後6時～8時
会場 新発田民商事務所

ぶどう狩り



婦人部恒例 秋のレクリエーション

日時 9月24日(月・振替休日)

お昼12時～(受付11時30分～)

会場 こばまさ農園(聖籠町二本松)

※9月20日までにお申し込みください。

今後の日程

9月17日：全商連総会方針学習会

(13時～サンワーカーしばた・視聴覚室)

9月18日：簿記教室(第3回)

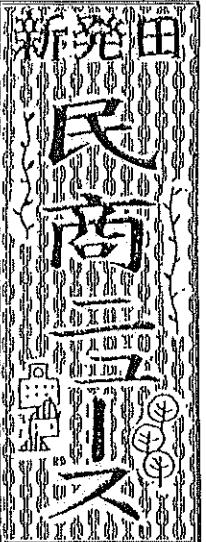
9月20日：三役会 五十公野支部役員会

9月21日：パソコン教室

9月24日：ぶどう狩り

今週の商工新聞……もおすすめ

- ◆二面…交渉で正規の保険証取り戻す 札幌東部
- ◆二面…換価の猶予許可率9.6% 権利として申請を
- ◆六面…国産茶葉と緑茶ボトルからネオニコ農薬検出



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705

2018.9.24
NO 2122

猿橋支部で班会を開催

「楽しかった。また集まろう!」

9月13日夜、猿橋支部の西園班で、初の班会が開かれました。班内だけでなく、支部長が誘った近隣の班の会員も参加し、賑やかに行われました。

今回は、会員のケアマネージャーから介護保険制度の現状や制度の利用、手順などについて話をしてもらいました。介護保険はじめ社会保障制度の改悪によって、様変わりする介護の現実を聞いた参加者からは、「介護保険料を払っているのに簡単には利用できないの? 利用しようと思えば誰でもタダで介護してもらえると思う」「認定や調査があるなんて知らなかつた」など多くの質問や驚きの声が上がりました。

今回の班会で初めて顔



を合わせる会員もいて、自己紹介や近況を語り合い、お茶やお菓子を食べながら和やかに交流を深めました。参加者は「いろいろな話ができる楽しかった。また集まろう」と話し、10月にも集まる決めました。

10月の「パソコン教室」

日時 10月19日(金) 午後6時～8時

会場 新発田民商事務所

パソコンの基本操作から
ワード・エクセル、会計ソフト
の入力、仕訳のやりかたなど、
なんでもご相談ください。

※参加希望の方は事前にご連絡ください。



今後の日程

10月1日(月)：猿橋支部役員会
10月4日(木)：常任理事会
10月9日(火)：簿記教室(第4回)

新潟県の最低賃金
10月1日から
時給803円になります。

安倍9条改憲！改憲発議阻止！
学習交流集会
10月5日(金) 18:00～
新発田市カルチャーセンター2階
講演「安倍改憲国会発議に向けて」
講師 近藤正道さん(弁護士)
【主催】安倍9条改憲No!
全国市民アクション@しばた

班会に同業の仲間を誘って参加 入会へ

今週の商工新聞：ここもおすすめ

- ◆二面：税務署の更正処分取り消し 不服審査請求で
- ◆四・五面：緊急座談会「巨大災害時代に立ち向かう」
- ◆六面：相談コーナー「国保組合加入の損得は」

聖籠支部A班は、毎月定例で班会を行っています。このほど、税金や記帳の要求がある会外の方が班のメンバーに誘われて班会に参加し、入会しました。

紹介したMさんは早速、現金出納帳の書き方などを丁寧にアドバイスしていました。

年金受給者へ「扶養親族等申告書」等を送付

日本年金機構から「平成31年分扶養親族等申告書」が年金受給者に送られて来ています。提出しないと所得税が多く天引きされてしまうので、扶養家族のいない方も忘れずに提出しましょう。

この申告書にはマイナンバーを書く欄がありますが、「記入がない場合でも、受理しない」とはないと明記されています。書き方など分からぬことがあつたら、民商までご相談ください。